

千葉市立幕張海浜病院管理者会議及び運営調整会議に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、病院運営の基本方針及び重要事項の決定並びに各部門間の総合調整を円滑に行うほか、これに基づく方針の周知並びに情報及び意見の交換を図るため、必要な会議の設置、運営等について定め、もって病院の適正かつ総合的、効率的運営を図ることを目的とする。

(会議の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、管理者会議及び病院運営調整会議を設置する。

第2章 管理者会議

(目的)

第3条 管理者会議は、病院運営の基本方針及び重要事項の決定並びに各部科間の総合調整を円滑に行うことを目的とする。

(主宰及び構成)

第4条 管理者会議は、院長が主宰する。

2 管理者会議は、別表1の職員をもって構成する。

3 院長に事故あるとき、又は欠けたときは、事務長がその職務を代行する。

(開催)

第5条 管理者会議は、原則、毎月第3月曜日に開催するものとする。ただし、院長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

2 管理者会議は、院長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第3章 病院運営調整会議

(目的)

第6条 病院運営調整会議は、病院運営方針の周知並びに情報、意見の交換及び各部科間の総合調整を円滑に行うことを目的とする。

(主宰)

第7条 病院運営調整会議は、院長が主宰する。

2 院長に事故あるとき、又は欠けたときは、事務長がその職務を代行する。

(構成)

第8条 病院運営調整会議は、別表2の職員をもって構成する。

(開催)

第9条 病院運営調整会議は、原則、毎月最終金曜日に開催するものとする。ただし、院長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

2 第9条に定める構成員が会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

第4章 雑則

(庶務)

第10条 各会議の庶務は事務局において処理する。

2 管理者会議の庶務は、事務長補佐が担当し、病院運営調整会議の庶務は、事務局総務班

主査が担当する。

(資料等の要求)

第11条 院長は、関係職員に対し、管理者会議及び運営調整会議の審議に必要と認める資料の提出及び情報の提供を求めることができる。

附 則

この要綱は平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年10月1日から施行する。

別 表 1 (管理者会議)

所 属 長 部門長等	院長、副院長、診療局長、事務長、看護部長、薬剤部長、地域連携室長、医療安全室長、感染対策室長、医事室長、臨床検査技師長、診療放射線技師長、副医療安全室長、副感染対策室長、事務長補佐、リハビリテーション科長、栄養科長
事務局	総務班主査、管理班主査、医事班主査、夜急診班主査 その他、担当事務職員（事務長指名）
その他	院長が必要と認める職員

別 表 2 (運営調整会議)

所 属 長 部門長等	院長、副院長、診療局長、事務長、看護部長、薬剤部長、地域連携室長、医療安全室長、感染対策室長、医事室長、臨床検査技師長、診療放射線技師長、副医療安全室長、副感染対策室長、事務長補佐、リハビリテーション科長、栄養科長、副看護部長、副薬剤部長、地域連携室副室長、看護師長、各診療科統括部長（統括部長がいない診療科は、部長又は科長等）
事務局	総務班主査、管理班主査、医事班主査 夜急診班主査 その他、担当事務職員（事務長指名）
その他	院長が必要と認める職員